

神戸市子ども・子育て会議運営要綱

平成 25 年 7 月 1 日

議 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 72 号）第 9 条の規定に基づき、神戸市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

(会議の公開)

第 2 条 会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、会議において公開しないと決めたときは、この限りではない。

- (1) 情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 23 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、議長が別に定める。

(会議録)

第 3 条 会議を開いたときは、その概要について、会議録を定めなくてはならない。

2 会議録は、原則として公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに前条第 1 項ただし書きに該当する事項は除く。

(委員の除斥)

第 4 条 議案について、直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。

(部会における準用)

第 5 条 第 2 条から第 4 条までの規定は、部会の運営について準用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。